

# 山本地域振興局庁舎冷暖房設備保守点検業務委託特記仕様書

## 1 委託業務の内容

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）及び関係法令に基づき、山本地域振興局庁舎に設置されている冷温水発生機やクーリングタワー等の冷暖房設備（以下「機器等」という。）についての保守点検業務を委託する。

## 2 設置場所

- (1) 名 称 山本地域振興局庁舎
- (2) 住 所 秋田県能代市御指南町1番10号
- (3) 延床面積 3,349.50m<sup>2</sup>
- (4) 用 途 事務所

## 3 機器等の概要

- |                |  |
|----------------|--|
| (1) 冷温水発生機     | 矢崎エナジーシステム社製、型式：CH-MG80H、2基タイプ                       |
| (2) 冷却塔        | 空研工業社製、型式：SKB-160GS、1基                               |
| (3) ポンプ類       | 川本製作所社製、冷却水ポンプ1基、冷温水ポンプ5基                            |
| (4) ファンコイルユニット | 木村工機社製、145台  |
| (5) 全熱交換機      | 三菱電機社製、75台   |
| (6) 自動制御機器     | 山武社製、中央監視盤1式   |
| (7) 計測機器       | 工技研究所社製、油面計・排煙濃度計等1式                                 |
| (8) 配管及び電気系統等  | 上記(1)から(7)までの機器が正常に運転するために必要となる配管、ダクト、電気系統等付属物一式を含む。 |

## 4 冷暖房運転の切替時期

冷房・暖房の運転期間及び切替作業は次の期間を目安とし、担当職員の指示により実施すること。

- (1) 冷房運転期間〔7月～9月〕※切替作業〔6月中〕
- (2) 暖房運転期間〔11月～3月〕※切替作業〔10月中〕

## 5 委託業務の実施

### (1) 通常保守及び点検

- ① 6月及び10月に実施する冷暖房の切替作業に伴い、機器等に不良箇所がないか総点検を実施し、作動状況を確認すること。  
なお、点検の日程については、事前に担当職員と協議の上、実施すること。
- ② 冷却塔については、集水槽及び散水装置等の内部清掃を実施し、諸装置に必要な薬剤を注入すること。このほか、関係機器類の維持管理に必要な措置及び整備を行うこと。
- ③ 冷房及び暖房運転を行っている期間中に、それぞれ1回、機器全般の作動状況に不良箇所がないか、目視で確認すること。
- ④ 上記の点検及び整備作業に必要なオイル等の消耗品、パッキン等の補修用小材料は全て受注者が負担するものとし、それ以外の交換を要する部品や大規模な修繕が発生した場合の経費は発注者が負担する。
- ⑤ 総点検に伴う報告書（様式任意）については、点検終了後に速やかに提出すること。

### (2) 緊急保守

- ① 機器等に異常が生じたときは、担当職員の通報により、速やかに緊急保守を実施すること。
- ② 緊急保守を実施する際は、異常の原因を調査し、速やかに復旧措置を講じ、担当職員へ措置状況を報告すること。

## 6 主任技術者の配置

委託業務の実施に当たっては、技術上の管理をつかさどる主任技術者を置くものとする。この主任技術者は、県が発注する庁舎等の維持管理業務に係る競争入札に参加する資格審査の申請書に添付した技術者経歴書へ記載した者とし、契約締結後に速やかに氏名及び資格等を記載した書面（様式任意）を提出すること。

## 7 再委託等の事前承諾

再委託をする場合は、再委託する相手方の商号又は名称、代表者職氏名、業務内容及び再委託の金額を記載した書面（様式任意）を提出し、事前に発注者の承諾を得るものとする。

## 8 その他の提出書類

- (1) 履行期間中、4月から9月までを上期分、10月から3月までを下期分として、業務が完了した期日等を記載した完了報告書（様式任意）を作成し、契約書第22条第1項に記載された期限内に提出すること。
- (2) 委託業務の履行期間が終了したときは、委託業務完了通知書（様式任意）を速やかに提出すること。

## 9 その他

委託業務の実施に当たって疑義が生じた場合は、担当職員へ協議するものとする。